

新型コロナウイルス感染予防対策について（ご紹介）

きね川福祉作業所は、ご利用者の働く場を提供する観点から葛飾区などからの命令がない限り、自主的に休止はいたしません。

また、コロナ禍において、感染予防・防止のため、ご利用者・ご家族のご希望によりお休みされたり、公共交通機関をご利用し、登所される方の遅刻・早退も各々のご希望に添って対応しております。

職員には、勤務中マスクの着用を義務づけています。ご利用者にも着用を勧めています。下記に具体的な対策の一部をご紹介します。

記

1. 職員・ご利用者も登所後・昼食後に検温をして、記録に残しています。
37.5度以上ある方、体調のすぐれない方は、施設長に報告の上、登所・出勤はいたしません。
2. 手指のアルコール消毒液を玄関に置き、職員・ご利用者・来訪者に入室前に消毒を励行しています。
3. 外部からの訪問者については、可能な限り、玄関先や部材搬出入プラットフォームで用事を済ませていただきます。作業室などの所内に立ち入る場合は、必ず検温をしていただき、37.5度以上の方は入所を遠慮していただきます。
4. 給食は、フロア毎に時間をずらし、かつ飛沫防止カーテンを設置、座席の距離を1m程間隔で着座して提供しています。
5. ドアノブや手摺り、照明スイッチなど多くの人が触れるところは、適時消毒を行っています。また、作業室などは対角線上に窓の隙間を開け、空気の流れを作っています。時間毎に窓を開放し、空気の入れ換えを行っています。
6. 作業活動の着席位置は、適切な距離を作ったり、飛沫防止用にパーティションを設置するなどの工夫をしています。
7. 石けん水を利用した手洗い支援を実施しています。
8. 利用者全員が集まるようなミーティングや行事は取り止め、フロア単位などの小規模にして行っています。
9. その他、ご利用者には、手洗い・咳エチケット・不要な外出の自粛など説明や掲示物などで注意喚起を行っています。また、大きな動きがあった場合もその都度、ご利用者・ご家族向けに情報を提供しています。

令和4年2月4日
社会福祉法人武蔵野会
きね川福祉作業所
施設長 本田直記